

建築士の懲戒処分一覧

処分年月日	建築士の氏名	一級・二級・ 木造の別	登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年3月11日	土 野 定 己	二級	第豊岡9号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和7年3月11日	中 畑 勝	二級	第阪神69号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の37第2項において準用する同条第1項第1号に規定する期間内に受講しなかった。
令和7年3月11日	小 野 郁	二級	第阪神2233号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の37第2項において準用する同条第1項第1号に規定する期間内に受講しなかった。
令和6年3月25日	栃 尾 利 昌	二級	第八鹿68号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和6年3月25日	今 垣 卓 也	二級	第三田103号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和5年3月31日	西 川 均	二級	第浜坂76号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和3年12月24日	石 田 健	二級	第2800601号	令和4年4月1日から 2月間の業務停止	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。

令和2年11月24日	福 元 和 宏	二級	第350089号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	藤 瀬 秀 政	二級	第神戸1034号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	山 野 建 作	二級	第神戸3636号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	新 徳 浩 哉	二級	第阪神1995号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	山 口 雅 子	二級	第阪神2883号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	黒 田 智 彦	二級	第200552号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	劉 長 煜	二級	第神戸3236号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	頼 末 康 也	二級	第450410号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。

令和2年11月24日	矢 作 紀 子	二級	第神戸3106号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	安 水 盛 徳	二級	第450338号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	遠 藤 研 吾	二級	第100077号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	小 川 武 知	二級	第2800204号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年11月24日	竹 松 義 紘	二級	第100683号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年1月20日	波 多 野 良 次	二級	第10087号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年1月20日	大 道 章 孝	二級	第阪神3707号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和2年1月20日	武 内 茂	二級	第阪神263号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。

令和2年1月20日	岡 本 次 郎	二級	第洲本290号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和元年6月11日	麻 田 茂	二級	第浜坂79号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。